

大阪市水道事業管理規程第6号

大阪市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別休暇） 第11条 次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。 [(1)・(2) 略] (3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 <u>7日（任用の期間の満了後に引き続き当該任用の期間が満了する日の属する会計年度に係る会計年度任用職員として採用された職員及び任用の期間の満了後に引き続き次の会計年度に係る会計年度任用職員として採用された職員（第10号、第12号から第14号まで及び第16号において「年度内及び次年度継続採用職員」という。）が当該満了した任用の期間（以下この号、第10号、第10号の2、第12号から第14号まで及び第16号から第18号までにおいて「満了前任用期間」という。）中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合に</u>	（特別休暇） 第11条 [同左] [(1)・(2) 同左] (3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 <u>7日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間

っては、当該満了前任用期間に引き続く任用の期間（第10号、第10号の2、第12号から第14号まで及び第16号から第18条までにおいて「継続任用期間」という。）については、7日から当該満了前任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を超えない範囲内で必要と認める期間

[(4)～(9) 略]

- (10) 妊娠中の会計年度任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき14日（年度内及び次年度継続採用職員が満了前任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合において、当該妊娠について継続任用期間においてこの号に掲げる場合に該当することとなるときにあつては、14日から当該満了前任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を超えない範囲内で必要と認める期間

- (10の2) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第17号及び第18号において同じ。）が不妊治療に係る通院等（局長が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（当該通院等が体外受精その他の局長が定める不妊治療に係るもので

[(4)～(9) 同左]

- (10) 妊娠中の会計年度任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき7日を超えない範囲内で必要と認める期間

- (10の2) 会計年度任用職員（任用の期間が6月以上である職員又は局の職員として引き続き6月以上在職している職員のうち、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第17号及び第18号において同じ。）が不妊治療に係る通院等（局長が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当で

ある場合にあっては、10日。以下この号において同じ。）（任用の期間の満了後に引き続き当該任用の期間が満了する日の属する会計年度に係る会計年度任用職員として採用された職員（第17号及び第18号において「年度内継続採用職員」という。）が満了前任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合において、当該通院等について継続任用期間においてこの号に掲げる場合に該当することとなるときにあっては、5日から当該年度満了前任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を超えない範囲内で必要と認める期間

〔11〕 略〕

(12) 会計年度任用職員が結婚する場合又は会計年度任用職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として局長が定める関係を有することとなる場合 5日（年度内及び次年度継続採用職員が満了前任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合にあっては、継続任用期間については、5日から当該満了前任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を超えない範囲内で必要と認める期間

(13) 忌引の場合 別表第4に定める期間（年度内及び次年度継続採用職員が満了前任用期間中にこの号の規定による特別

あると認められる場合 5日（当該通院等が体外受精その他の局長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

〔11〕 同左〕

(12) 会計年度任用職員が結婚する場合又は会計年度任用職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として局長が定める関係を有することとなる場合 5日を超えない範囲内で必要と認める期間

(13) 忌引の場合 別表第4に定める期間を超えない範囲内で必要と認める期間

休暇を使用した場合にあっては、継続任用期間については、同表に定める期間から同表に定める期間のうち当該満了前任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した期間)

を超えない範囲内で必要と認める期間

- (14) 会計年度任用職員が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として局長が定める関係にある者をいう。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 局長が定める期間につき 2 日（年度内及び次年度継続採用職員が満了前任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合にあっては、継続任用期間については、2 日から当該満了前任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）

〔15〕 略〕

- (16) 会計年度任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 分べん予定日の24週間前の日からその分べんに係る子が1歳に達する日ま

- (14) 会計年度任用職員が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として局長が定める関係にある者をいう。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 局長が定める期間につき 2 日

〔15〕 同左〕

- (16) 会計年度任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 分べん予定日の24週間前の日からその分べんに係る子が1歳に達する日ま

での間につき 5 日（年度内及び次年度継続採用職員が満了前任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合において、当該特別休暇に係る養育について継続任用期間においてこの号に掲げる場合に該当することとなるときにあっては、5 日から当該満了前任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を超えない範囲内で必要と認める期間

- (17) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員がその子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして局長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして局長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち局長が定めるものへの参加をすることをいう。以下この号において同じ。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日。以下この号において同じ。）（年度内継続採用職員が満了前任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合において、その養育する中学校就学の始期に達するまでの子の看

での間につき 5 日を超えない範囲内で必要と認める期間

- (17) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして局長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内で必要と認める期間

護等について継続任用期間においてこの号に掲げる場合に該当することとなる時にあっては、5日から満了前任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を超えない範囲内で必要と認める期間

- (18) 要介護者（配偶者等、父母、子、配偶者等の父母及び次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護その他の局長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日。以下この号において同じ。）（年度内継続採用職員が満了前任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合において、当該特別休暇に係る世話について継続任用期間においてこの号に掲げる場合に該当することとなる時にあっては、5日から当該年度内満了前任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数））を超えない範囲内で必要と認める期間

[ア・イ 略]

- (19) 会計年度任用職員（4月1日から7月1日までの間に採用された職員に限る。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務

- (18) 要介護者（配偶者等、父母、子、配偶者等の父母及び次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護その他の局長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

[ア・イ 同左]

- (19) [同左]

しないことが相当であると認められる場合 同日から 9 月 30 日までの間において次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間 [ア 略] イ <u>当該年度の</u> 6 月 2 日から 7 月 1 日までの間に採用された職員 1 日 [(20) 略] 2 第 9 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項第 10 号の 2、第 14 号及び第 16 号から第 18 号までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、同条第 6 項ただし書き中「<u>半日（当該割り振られた 1 の勤務時間のうち、3 時間 15 分から 4 時間 30 分までの間で別に定める時間数（会計年度任用短時間勤務職員にあつては、当該割り振られた 1 の勤務時間の時間数を勘案して 1 時間を超える時間数で別に定めるもの）をいう。）又は 1 時間</u>」とあるのは「<u>1 時間</u>」と、<u>前項第 10 号の 2、第 14 号及び第 16 号から第 18 号までの規定中「日数」とあるのは「日数又は時間数」と読み替えるものとする。</u>	[ア 同左] イ <u>当該年度</u> 6 月 2 日から 7 月 1 日までの間に採用された職員 1 日 [(20) 同左] 2 第 9 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項第 10 号の 2、第 14 号及び第 16 号から第 18 号までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、同条第 6 項ただし書き中「<u>半日（当該割り振られた 1 の勤務時間のうち、3 時間 15 分から 4 時間 30 分までの間で別に定める時間数（会計年度任用短時間勤務職員にあつては、当該割り振られた 1 の勤務時間の時間数を勘案して 1 時間を超える時間数で別に定めるもの）をいう。）又は 1 時間</u>」とあるのは「<u>1 時間</u>」と<u>読み替えるものとする。</u>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用されたこの規程による改正前的大阪市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第 11 条第 1 項第 10 号の規定による特別休暇であつて、同一の妊娠についてこの規程による改正後の大阪市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後

の規程」という。) 第11条第1項第10号に掲げる場合に該当することとなるものについては、同号の規定による特別休暇として既に使用されたものとみなす。

- 3 施行日前に使用された改正前の規程第11条第1項第17号の規定による特別休暇であって、改正後の規程第11条第1項第17号に規定する看護等について同号に掲げる場合に該当することとなるものについては、同号の規定による特別休暇として既に使用されたものとみなす。